

# 「特例子会社」制度

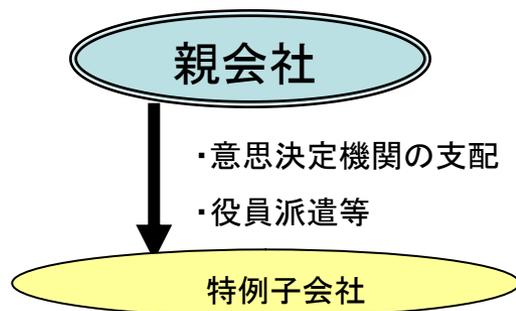
## 1. 概要

障害者雇用率制度においては、障害者の雇用機会の確保（法定雇用率＝1.8％）は個々の事業主（企業）ごとに義務づけられている。

一方、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できることとしている。

また、特例子会社を持つ親会社については、関係する子会社も含め、企業グループによる実雇用率算定を可能としている。

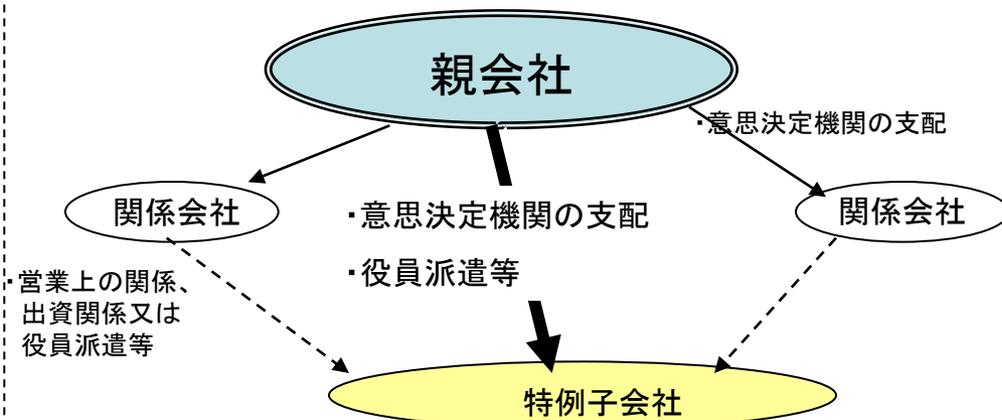
〔特例子会社制度〕



→特例子会社を親会社に合算して実雇用率を算定

平成24年5月末現在 349社

〔グループ適用〕



→関係会社を含め、グループ全体を親会社に合算して実雇用率を算定

平成24年5月末現在 159グループ

## 2. 特例子会社によるメリット

### (1) 事業主にとってのメリット

- 障害の特性に配慮した仕事の確保・職場環境の整備が容易となり、これにより障害者の能力を十分に引き出すことができる。
- 職場定着率が高まり、生産性の向上が期待できる。
- 障害者の受け入れに当たっての設備投資を集中化できる。
- 親会社と異なる労働条件の設定が可能となり、弾力的な雇用管理が可能となる。

### (2) 障害者にとってのメリット

- 特例子会社の設立により、雇用機会の拡大が図られる。
- 障害者に配慮された職場環境の中で、個々人の能力を発揮する機会が確保される。

## 3. 雇用状況

	15.6.1	16.6.1	17.6.1	18.6.1	19.6.1	20.6.1	21.6.1	22.6.1	23.6.1	24.6.1
特例子会社数 (社)	129	153	174	195	219	242	265	283	319	349
障害者数 (人)	5,760	6,861	7,838	9,109.0	10,509.5	11,960.5	13,306.0	14,562.5	16,429.5	17,743.5
うち身体	4,425	5,078	5,629	6,127	6,639	7,107	7,470	7,752	8,168.5	8,384
うち知的	1,335	1,783	2,209	2,932	3,721	4,612	5,478	6,356	7,594.5	8,470.5
うち精神	-	-	-	50.0	149.5	241.5	358.0	454.5	666.5	889
障害者数(人) 【実人員】	(3,491)	(4,186)	(4,853)	(5,695)	(6,650)	(7,679)	(8,635)	(9,516)	(10,883)	(11,892)